

第七章

結論

第七章 結論

7-1 本研究の結論

7-1-1 目的ごとの考察

- 1) 目的1「制定経緯を含めた、各自治体における流入抑制措置の施行実態の明確化」について

目的1についての結論を下記6点に記す。

- (1) 1990年以降、各自治体で現行の流入抑制措置が制定され始めた。

現行の流入抑制措置に関する条例等が制定された時期はおおよそが1990年以降であり、香川県で発生した大規模不法投棄問題の時期と一致する。

- (2) 流入抑制措置を導入している自治体の約65%が事前協議制度を施行している。

現在34自治体において流入抑制措置が施行されており、34自治体中22自治体が事前協議制度(65%)、7自治体が原則禁止(20%)、5自治体が届出制度(15%)を施行している。

- (3) 届出制度は事前協議制度に比べ制約が少ない。

事前協議制度(原則禁止含む)を導入している自治体の条例共通項目記載数は平均15.6項目であった。それに比べ届出制度を導入している自治体の条例共通項目記載数は平均10.2項目であり、事前協議制度を導入している自治体よりも制約が少ないと言える。

- (4) 県外産業廃棄物の適正処理を目的としている自治体が全体の92%であった。

流入抑制措置は県外産業廃棄物による大規模不法投棄問題を発端として流入を抑制するために導入されたが、現在では当初の目的とは異なり、搬入される県外産業廃棄物の種類や量を自治体が正確に把握し、事業者に適正な処理を促していくことにある。

- (5) 条例等の見直しを実際に行っている自治体は全体の62%であった。

条例等本文には記載されていなくても実際には行われている項目として条例等の見直し規定を挙げることができる。条例等の見直し規定については34自治体中わずか3自治体の条例等にしか記載されていないに関わらず、実際には全体の62%にあたる16自治体で現在までに見直しが行われていた。しかしこれらの見直しの中には、条例等施行時には想定していなかった事態が発生した場合に、突発的に見直しも行っていることもあると推測できる。

見直しの内容には協議等の内容に関する見直しから、条例等本文の表現の変更など軽微な見直しまで多岐にわたる。

- (6) 搬入期間の上限を実際に設けている自治体は全体の85%であった。

34自治体中7自治体において記載されていた項目であったが、実際には85%、22の自治体において搬入期間の上限が設定されていた。中間処理目的の搬入と最終処分目的の搬入とで上限は変わってくるが、どちらについても搬入期間の上限は1年である自治体が最も多かった。また期間の終了後に77%の自治体では新規申請と同様の申請を求めることから、多くの事業者は1年ごとに同じ申請を繰り返し行わなければならないことになる。

2) 目的2「流入抑制措置が実際にどのように施行されているか、自治体の実施実態および受入先である産業廃棄物処理事業者の現状の明確化」について

目的2について、自治体の実施実態を(1)~(9)に、処理事業者の現状を(10)~(13)に、制度導入と流入量の変化との関係を(14)~(19)に結論として示す。

(1) 自治体は制度導入時に多方面からの意見聴取を行っている。

追加アンケートを行った自治体の43%が制度導入時に事業者を対象とした事前の説明会や専門家等からの意見聴取を行っていた。また少数ではあったが29%の自治体がパブリックコメントを実施しており、事業者だけではなく地域住民にまで広く意見を公募していたことが分かった。

(2) 自治体の審査に携わる人数は事前協議制度を施行している自治体の方が届出制度を施行している自治体よりも少ない。

事前協議制度を施行している自治体の審査に携わる人数の平均は3.4人であった。それに対して届出制度を施行している自治体の審査に携わる人数の平均は8人と届出制度を導入している自治体の方が審査に携わる人数は多いということが分かった。届出制度を導入している自治体には、県外産業廃棄物搬入に関する申請を専門に扱う人がおらず、他の業務と平行して審査を行っているため、事前協議制度を導入している自治体よりも審査に携わる人数が多くなっていると推測できる。

(3) 事前協議の審査には約2週間かかる。

事前協議制度(原則禁止含む)を施行している自治体の場合、審査にかかる期間は新規の事前協議及び内容変更協議ともに約15日であることが分かった。届出制度を施行している自治体では、M県を除く2自治体で翌日からの搬入が可能であった。このことから事前協議制度に比べ届出制度が簡易な申請であると推測できる。

(4) 協議等の状況が非常に不明瞭である。

住民に対して協議等の公表を行っている自治体は26自治体中わずか5自治体と非常に少ない結果であった。実際に公表している自治体についてはインターネット上での公表が最も多く、公表内容については協議件数および搬入量が最も多いという結果になった。

(5) 約70%の自治体で未協議事業者への指導が行われている。

過去5年間で事業者に対する指導を行ったと答えた自治体は26自治体中15自治体であった。またその指導内容については約70%の自治体が未事前協議事業者への指導であることが分かった。また40%の自治体が協議等内容の違反に関する指導を行っていることから、事業者への制度内容の告知の徹底が求められると考える。

(6) 事業者への立入調査を定期的に行っている自治体はわずかに1自治体のみであった。

アンケート調査で返信のあった26自治体中13自治体で現在までに立入調査を行ったことがあるという回答を得た。しかし13自治体のうち、定期的に事業者への立入調査を行っている自治体は1自治体のみであり、他の自治体は主に問題発生時に立入調査を行っているようだ。また調査内容については排出工程の検査、関係資料の提出、意見聴取

などが挙げられる。

(7) 環境保全協力金の今後の課題は、どのようにして「協力金」について事業者の理解を得るか。

環境保全協力金という制度は導入されている自治体も少なく、アンケート調査で返信のあった自治体の2自治体ともう1自治体でしか導入されていない。環境保全協力金によって得られた収入は、いずれの自治体でも産業廃棄物関連の予算に回され有効活用されている。しかし環境保全協力金は税金ほどの強制力は無く、あくまでも協力金であるという立場であることから、事業者からの理解が得にくいことが課題として挙げられている。また現在はその県外産業廃棄物の搬入目的別(再生利用目的・中間処理目的・最終処分目的)に金額設定がされていることから、当初は想定していなかったケースに対応できないという。そこでさらに搬入目的を細分化し、より事業者の納得する金額設定をすることも今後の課題であると言える。

(8) 届出制度こそが効果的に産業廃棄物の適正処理を促進させる手段である。

事前協議制度という流入抑制措置をとることで県外産業廃棄物の適正な処理が可能になるということは間違っていない。しかし本章での調査による結果から事前協議制度は自治体にとっても非常に事務的・金銭的負担であることが分かった。そこで県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度ではなく、より簡易な届出制度によってその種類等を把握し、むしろ県内で発生する産業廃棄物の処理についてしっかりとした指導を行うことが適正処理につながるのではないかとの考えがあった。事業者への指導は県外にある排出事業者よりも県内にある排出事業者に対しての方が当然自治体にとってやりやすいという利点がある。県内に搬入される産業廃棄物については事前協議制度よりも簡易な届出制度による把握を行い、県内の多量排出事業者に対して発生抑制の指導等を行い、県内での産業廃棄物処理を効率的に指導しているというのが届出制度を施行している自治体の考えであった。

(9) 原則禁止は受入基準の厳しい事前協議制度である。

アンケート調査の結果、原則禁止の自治体にも県外産業廃棄物は搬入されているということが分かった。ただし各自治体でそれぞれ事前協議制度よりも搬入に関して厳しい基準を設定し受入を行っているようだ。

(10) 制度導入前後で搬入された県外産業廃棄物が減少した処理事業者は46%であった。

制度導入前後における県外産業廃棄物の搬入量の変化を処理事業者を対象に調査したところ、「不明」と答えた事業者を除く13事業者中6事業者が「減少した」と答えた。またその6事業者はいずれも事前協議制度あるいは原則禁止の流入抑制措置を導入している自治体の処理事業者であり、届出制度を導入している自治体の処理事業者から「減少した」という回答はなかった。

(11) 約80%の処理事業者が県外排出事業者の代わりに協議等の申請を行っている。

アンケート調査で返信のあった19事業者のうち、15事業者が協議等申請の代行を行っ

ていると答えた。また 15 事業者のうち搬入される県外産業廃棄物の 70%以上の審査について代行を行っていると答えた事業者が 80%を占めている。つまり大半の協議等は処理事業者によって行われていると言える。

(12) 流入抑制措置によって約 50%の処理事業者の経済的負担が増加した。

大半の協議等の代行を処理事業者が行っていることから、協議等にかかる諸費用(書類作成費用、人件費など)は全て処理事業者が負担をする。アンケート調査の結果、特に原則禁止の佐賀県の処理事業者の 70%が経済的負担が増加したと答えている。同様に協議等の代行の事務的負担も増加している。また県外排出事業者が協議等を面倒に感じ、他県の処理事業者へ仕事を回すという問題も発生しているようだ。これは処理事業者としてはビジネスの根幹を揺るがす問題である。

(13) 処理事業者の多くは流入抑制措置が不要であると考えている。

流入抑制措置を施行するにあたり一番負担を感じているのは処理事業者であり、アンケート調査の回答があった処理事業者の大半が現在の制度について、「不要である」または「改善の必要がある」と考えていることが分かった。

流入抑制措置が県外産業廃棄物の搬入を抑制することではなく、搬入される県外産業廃棄物の種類等を把握し、県外産業廃棄物の適正処理の促進を目的としたものであったとしても、あまりに排出事業者側の制度の理解がないように感じた。処理事業者にとっては県外産業廃棄物の処理も重要な仕事の一部である。自治体による規制をかけられてはビジネス自体を規制されるようなものである。また自治体間で事前協議制度、届出制度、原則禁止、搬入自由と様々な制度が導入されており、また同じ種類の協議等でも審査基準がバラバラであるなど、その差によって処理事業者が不公平感を感じることもまた当然の結果である。それぞれ自治体によって最終処分場の確保や不法投棄の問題など産業廃棄物に関する問題や課題を抱えていることは分かるが、その問題を改善する対策によって自治体内の事業者には負担がかかっているという弊害が生じていることも問題視しなくてはならない。

(14) 流入抑制措置導入前後で県外産業廃棄物の総流入量は増加傾向にある。

9自治体中5自治体において流入抑制措置導入次年度の県外産業廃棄物流入量が減少していた。しかし制度導入前後2年の流入量平均では流入量が減少した自治体は6自治体中わずかに1自治体となっていた。また対象である9自治体の導入前年度比での導入次年度流入量の平均は114.5%であり、全体の流入量変化の傾向としてはむしろ増加傾向にあるということが分かった。

(15) 制度導入前後で中間処理目的の搬入は増加し、最終処分目的の搬入は減少していた。

制度導入前年度比での導入次年度流入量は中間処理目的の流入量平均が110%で増加傾向、最終処分目的の流入量平均が74%で減少傾向にあった。総流入量の大半を占める中間処理目的の搬入が増加していることで(14)の通り総流入量の増加につながっている。

(16) 制度導入前後で届出制度を施行している自治体への中間処理目的の搬入は、近隣の自治体からの搬入が他に比べて著しく増加している。

制度導入前後でより近隣の自治体から中間処理目的での搬入を受けるようになった自治体は9自治体中3自治体であった。また対象となった9自治体のうち2自治体は届出制度を施行しており、その両自治体がこの3自治体には含まれている。よって届出制度を施行している自治体の近隣の自治体に所属する排出事業者は、事前協議制度よりも届出制度を施行している自治体にある処理事業者を選ぶ傾向にあると推測する。

(17) 最終処分目的での搬入は流入抑制措置の類型に関わらず、流入抑制措置の導入前後でより近隣の自治体からの搬入が増加している。

制度導入前後でより近隣の自治体からの最終処分目的での流入量が増加した自治体は7自治体中4自治体であった。またより遠方の自治体からの流入量が増加した自治体は1自治体であった。

(18) 産業廃棄物を流出する側の自治体のみが流入抑制措置を施行していない訳ではない。

流入抑制措置を施行していない自治体には以下の4点のいずれかが当てはまると考えられる。①産業廃棄物が流入するよりも流出する側の自治体である。②他県から産業廃棄物が流入することが極めて少ない。③他県から流入する県外産業廃棄物を処理できる能力を持っている。④その他(広域処理等の事情など)。

(19) 届出制度および原則禁止を施行している自治体が集中していることは必然である。

届出制度を施行している5自治体中3自治体が愛知県、岐阜県、三重県と隣接しているが、それら3自治体から流出している産業廃棄物は大半がその3自治体で処理されている。同様に、九州地方においても九州地方の自治体から流出している産業廃棄物はそのほとんどが九州内で処理されている。これらのことから、隣接する自治体の類型が、後から流入抑制措置を施行する自治体に影響を与えていること、および影響を受ける場合には、産業廃棄物の広域移動について以前からそれらの自治体が密接なつながりを持っていることに影響を受けていると考えられる。

7-1-2 研究全体を通しての考察

現在流入抑制措置を導入している多くの自治体において、流入抑制措置は流入抑制を目的とした制度ではなく、県内に搬入される県外産業廃棄物の種類や量を把握するための制度であった。また第6章の結果からも、制度導入によって県外産業廃棄物の流入量が減少するとは言いきれない。これは処理事業者の意見とは異なる結果となったが、処理事業者に対するアンケート調査での返信数が少ないことから、このような結果になったと考えられる。しかし協議等の内容には各自治体によって差があり、協議等を県外排出事業者の代わりに行っている処理事業者の事務的あるいは経済的負担が増加していることから、制度の有無によって処理事業者に不公平感を抱いているという現状がある。こうした流入抑制

措置の施行によって生じた弊害を解決するには、県外排出事業者への協議等の説明の徹底、もしくは事前協議制度から届出制度への変更など流入抑制措置そのものの緩和が求められている。

7-2 今後の課題

本研究では制度の施行実態および実施実態について明確にしたが、各自治体における協議等の審査基準を明確にすることができなかった。また今回の調査は対象となる自治体が都道府県単位であったため、市町村単位で行われている流入抑制措置の施行実態および運用実態を明確にすることができていない。よって今後は以上の点について追及することが望ましい。